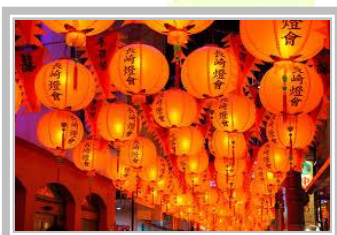


中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 442

2024年 2月 FEBRUARY

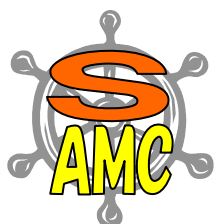


今月のお知らせ

来月のインフォメーションはお休みします

確定申告の日程 2/16(金)~3/15(金)

- 📌 今年の確定申告は
- 📌 銀行振込分の領収書発行の取りやめについて
- 📌 はしやすめ ・長崎ランタンフェスティバル
- 📌 税務まめ辞典 ・ふるさと納税の代理寄付



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

今年の確定申告は



早いものでそろそろ確定申告の時期となりました。インボイス制度が開始されてから初めての確定申告となり、今年から消費税の申告と納税が発生する事業主の方がかなり増えることが予想されます。

確定申告の結果を基に住民税・国民健康保険・公営住宅の家賃・保育料などが決まります。さらには県や市町村からの助成制度や公的負担などにも影響してきますので控除もれなどが無いよう適正な確定申告を心掛けましょう。

確定申告の日程等

	確定申告の日程	納付期限		所得税延納の2回目納付期限 (2回に分割納付の場合)
		原則	振替納税(引落)	
所得税及び 復興特別所得税	2/16(金)～3/15(金)	3/15(金)まで	4/23(火)	2回目5/31(金) 延納利子税(年利0.9%)
消費税	4/1(月)まで	4/1(月)まで	4/30(火)	消費税及び地方消費税には延納制度はありません
贈与税	2/1(木)～3/15(金)	3/15(金)まで	なし	例外的に延納が認められます

※ 延納する税額が52万9千円以下の場合、0.9%の割合で計算される利子税は、基準額(1千円)未満となりかかりません。

主な変更点

2割特例の創設

本来インボイス発行事業者の登録を受けなければ免税事業者であった事業者を対象として消費税の負担軽減措置が設けられました。課税売上に係る消費税額の2割を納税額とすることができ、事前の届け出は不要で、消費税の申告書に2割特例を選択すれば適用を受けられます。

2割特例を適用できる期間は令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間です。(個人事業者は令和5年から令和8年分の申告までが対象)

青色申告決算書・収支内訳書がインボイス制度に対応した様式へ変更

令和5年分から「売上(収入)金額の明細」や「仕入金額の明細」欄が新設され、登録番号(法人番号)を記入するための任意の欄が追加されています。

納税地の異動や変更の届出書の提出が不要

令和5年以降の納税地の異動や変更については、届出書の提出が不要となり、納税地の異動がある場合は異動後の納税地を所得税または消費税の申告書に記載します。

ただし、年の途中で納税地の異動や変更を行う場合は、確定申告書提出時までその異動・変更が税務署に認識されませんので、文書などが異動前・変更前の納税地に送付されてしまいます。

この場合は、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出することで税務署からの文書送付先を変更することができます。

確定申告が必要な方

- ✦ 給与等の収入金額が2,000万円を超える方
- ✦ 1ヶ所から給与等の支給を受けている場合で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ✦ 2ヶ所以上から給与等の支給を受けている場合で、年末調整をしていない給与等の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ✦ 公的年金等の収入が400万円を超える方(400万円以下は確定申告不要)
- ✦ 公的年金等に係る雑所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

同族会社の役員等で、その同族会社から貸付金の利子や店舗等の賃貸料の支払いを受けている場合は20万円以下でも確定申告をする必要があります。

キャッシュレス納付の種類

所得税や消費税の納付は金融機関に納付書を持参して現金で支払う方法以外にも複数あります。

納付の種類	概要	手続方法
振替納税	納税者本人名義の口座より振替納税日に引き落とされます。 振替納税日は毎年4月下旬頃となります	専用の申込用ハガキのほか、パソコンやスマホからも登録できます。 申込用ハガキは当事務所でもご用意しております。 パソコンやスマホからの登録は下記をご参照下さい。 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24100020.htm
ダイレクト納付	e-Taxによる電子申告後に納税者本人名義の口座から即時又は指定した期日に引き落とされます	事前にe-Taxの利用開始手続を行った上、税務署又は利用される金融機関に専用の届出書を書面で提出していただく必要があります(個人の方は、専用の届出書をオンラインで提出することもできます) ※e-Taxの利用開始手続は当事務所で代行可
インターネットバンキング	金融機関のインターネットバンキングを利用して納付	事前にe-Taxの利用開始手続を行った上、インターネットバンキング口座又はモバイルバンキング口座を開設してください。 ※e-Taxの利用開始手続は当事務所で代行可
スマホアプリ納付	スマホを利用した決済アプリ(PayPay、d払い、auPAY、メルペイ、LINE Pay、楽天ペイなど)	納付する税目や金額の分かるもの(確定申告書等)を準備し、スマホより「国税スマートフォン決済専用サイト」から、納税者が利用可能なPay払いを選択し納付します。ただし利用上限額が30万円 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htm
クレジットカード納付	専用のWebサイトからクレジットカード決済機能を利用して納付 ※納付額に対して約0.835%の決済手数料がかかります	納付する税目や金額の分かるもの(確定申告書等)を準備し、専用Webサイトから手続きします。 専用Webサイト→ https://kokuzei.noufu.jp/ 【利用できるカードの種類】 Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD

銀行振込分の領収書発行の取りやめについて

これまで関与先の皆様より当事務所の報酬等をお振り込みいただいた際に領収書を発行しておりましたが、帳簿への二重計上防止や経費削減の観点から誠に勝手ながら令和6年3月1日振込分より領収書の発行を取りやめることといたしましたので何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、領収書をご希望される方には随時発行いたしますので、お手数をおかけしますが各担当者へお申し付け下さい。

はしやすめ

長崎ランタンフェスティバル



長崎の冬のイベントといえば「長崎ランタンフェスティバル」です。今年は2月9日(金)から2月25日(日)まで開催されます。

もともとは中国の旧正月を祝う「春節祭」を起源としたお祭りでしたが、長崎市の新地中華街の入り口に朱色の牌楼門(中華門)を完成させた1周年を記念して1987年に開催したのが始まりです。最初はランタンが300個程度の小さなイベントでしたが、徐々に規模が大きくなり、今では15,000個のランタンが飾られるまでになり、街中のランタンが一斉に灯る点灯式(今年は2月10日17:30~18:00)は華やかで幻想的な長崎の夜を盛り上げてくれます。

また、各所に飾られる巨大なランタンオブジェも見どころのひとつです。長崎市新地町の湊公園にメインオブジェとして設置される「九鯉化龍(ジュウリイファーロン)」は今年の干支である辰にちなんだもので、波を飛び越えた鯉が鯢となり、龍に進化していく様子を表現しており、「出世」や「進歩」を象徴しています。

そして今年のメインイベントは何と言っても福山雅治さん、仲里依紗さんが出演する「皇帝パレード」でしょう。観覧券2万6,000人に対し、17万人が応募したというから驚きです。その他にも、江戸時代に長崎に入港した唐船の乗組員たちが航海安全の神とされる媽祖様を興福寺の媽祖堂に安置するまでの行列を再現した「媽祖行列」も必見です。

長崎ランタンフェスティバル期間中は新地中華街や湊公園周辺ではたくさんの屋台が立ち並びます。とにかく固いお菓子で有名な「よりより」や海老のすり身などを食パンで挟んで油で揚げた「ハトシ」、角煮まんじゅうや胡麻だんごを食べながら桃色のランタンが飾られる銅座川や黄色いランタンが飾られる中島川、異国情緒あふれる唐人屋敷や孔子廟を散策してみてもいいのではないでしょうか。

そして冒頭の牌楼門も機会があればぜひご覧ください。長崎新地中華街の正確な東西南北を示す四方の入り口に建てられた門で、東門は青龍門、西門は白虎門、南門は朱雀門、北門は玄武門と呼ばれ、それぞれの門の裏側には四方の守護神である中国伝説上の四神が彫られています。

税務まめ辞典

ふるさと納税の代理寄付

令和6年1月に発生した能登半島地震により被災した皆様へ心よりお見舞い申し上げます。地震発生直後から全国各地より様々な支援活動が行われております。長崎から被災地へ赴き支援活動を行うのはなかなか難しいと思います。何かお役に立ちたいと思っておられる方には義援金の他にも「ふるさと納税の代理寄付」という方法があります。

被災直後の自治体は復旧活動等に追われ寄付金を受け付けている時間ありません。「ふるさと納税の代理寄付」とはふるさと納税に関する事務手続きを被災していない自治体が引き受け、そこから被災自治体に寄付金が届けられ、すべて災害支援のために使われるという仕組みです。代理寄付は熊本地震の際に茨城県境町の橋本町長が発案したもので、法律上は被災していない自治体への寄付として処理されますが、そこから被災自治体へ寄付金が届けられます。この時、茨城県境町は熊本県の代理寄付を行い、1億1千万円を届けています。

ふるさと納税の大手仲介サイトでは既に多額の代理寄付が寄せられています。各サイト上では被災した自治体ごとの現在までの寄付金総額が表示されています。

代理寄付であっても控除適用条件や上限額等はふるさと納税と同様です。寄付金額が2千円以下の場合、寄付金控除の適用外となります。また、災害支援のため原則自治体からの返礼品はありません。